

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合規則第5号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員就業規則の一部を改正する規則

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員就業規則（平成27年規則第30号）の一部を次のように改正する。

第10条中第6項を削り、同条第7項中「第1項から第5項まで」を「前各項」に、「かかわらず」を「かかわらず、地方公務員法第26条の6第7項第1号又は第28条の4第1項の規定により採用された職員、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定により採用された職員、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第3条第1項及び第2項の規定により採用された職員」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第8項を第7項とし、第9項を第8項とし、第10項を第9項とし、同条第11項中「第9項ただし書」を「第8項ただし書」に改め、同条を同条第10項とし、同条中第12項を第11項とする。

第12条第2項中「第10条第9項及び第10項」を「第10条第8項及び第9項」に、「第10条第9項ただし書」を「第10条第8項ただし書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。